



2025年3月13日

各 位

会社名 オカモト株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岡本邦彦
(コード番号：5122 東証プライム)
問合せ先 取締役常務執行役員 田中祐司
(TEL 03-3817-4121)

「オカモトグループ人権方針」策定のお知らせ

当社は、2025年3月13日開催の取締役会において「オカモトグループ人権方針」を策定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社グループは、「モノづくりの可能性から、身近な「うれしい」を暮らしと社会に造り続ける」をパーパスとし、社会からの信用、信頼に堅実に応えながら、あたり前の暮らしの質を守り、革新し続け、社会のそして世界の役に立ち続けるために事業活動に取り組んでおります。パーパス実現のため、当社の事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重し、その取り組みを推進することが不可欠であると考えています。

これまでも「人権に対する基本的な考え方」に則り、人権尊重に取り組んでまいりましたが、取り組みをより一層強化するため、国連の【国際人権章典】、【ビジネスと人権に関する指導原則】、国際労働機関の【労働における基本的原則及び権利に関する宣言】などの人権に関する国際規範に基づき、「オカモトグループ人権方針」を策定いたしました。

本方針はグループ各社のすべての役員及び従業員に適用し、人権尊重に取り組んでまいります。また、ステークホルダーの皆様にも本方針にご賛同いただき、人権尊重への取り組みをお願い申し上げます。

当社グループは本方針に基づき、事業活動にかかわるすべての人々の人権を尊重する取り組みに努めてまいります。

本方針につきましては、別紙をご参照ください。

以 上

オカモトグループ人権方針

オカモト株式会社をはじめとするオカモトグループ各社(以下「グループ各社」)は、「モノづくりの可能性から、身近な「うれしい」を暮らしと社会に造り続ける」をパーパスとし、社会からの信用、信頼に堅実に応えながら、あたり前の暮らしの質を守り、革新し続け、社会のそして世界の役に立ち続けるために事業活動に取り組んでいます。当社のパーパスの実現のために人権方針(以下「本方針」)を定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。

1.基本的な考え

グループ各社は、すべての人々の人権を尊重し、国籍、人種、民族、宗教、思想信条、年齢、性別、障害の有無などによる差別となる行為を行いません。また、いかなる形態であれ強制労働、児童労働は絶対的に禁止した上で、従業員の多様な価値観を尊重し、その能力を発揮できるように適材適所に配置し、従業員個人の成長と会社全体の持続的な発展を図ります。

2.国際規範の遵守

グループ各社は、国連の【国際人権章典】、【ビジネスと人権に関する指導原則】、国際労働機関の【労働における基本的原則及び権利に関する宣言】などの人権に関する国際規範を支持、尊重します。また、事業活動を行う国や地域で適用される法令等を遵守するとともに、国や地域の法令等では国際的に認められた人権が保護されない場合、人権尊重のための方法を追求します。

3.適用範囲

本方針は、グループ各社のすべての役員及び従業員に適用します。また、お客様、お取引様などステークホルダーに対しても人権の尊重を働きかけます。

4.人権尊重の責任

グループ各社は、事業活動によって生じる人権への影響を把握するよう努めます。グループ各社の事業活動において特に関連する人権は下記の通りです。

①差別の禁止

国籍、人種、民族、宗教、思想信条、年齢、性別、障害の有無などによるあらゆる差別を禁止します。また、虐待、体罰、ハラスメントなどの非人道的な取り扱いを禁止します。

②労働時間・休日・休暇の管理

事業活動を行う国や地域で適用される法令等を遵守し、従業員の適正な労働時間、休日、休暇を管理します。

③適正な賃金の支払い

事業活動を行う国や地域で適用される法令等を遵守し、適正な賃金を支払います。時間外労働、休日労働についても適正な割増賃金を支払います。

④強制労働の禁止

事業活動を行う国や地域での強制労働を絶対的に禁止します。

⑤児童労働の禁止

事業活動を行う国や地域の法令で定められた就業年齢に達しない児童の雇用を絶対的に禁止します。

⑥結社の自由と団体交渉権

事業活動を行う国や地域の法令に従って、結社の自由と団体交渉の権利を尊重します。

⑦労働安全衛生

「安全は、全てに優先する」の理念のもと、すべての従業員の安全衛生の確保が企業活動の最重要基盤であると考え、「安全衛生方針」、「安全六原則」及び「行動六指針」を推進し、労働災害の防止に努めます。

5.人権デュー・デリジェンス

グループ各社の事業活動によって生じる人権に対する負の影響を特定し、その防止及び低減に努めます。また、グループ各社は、自らが人権侵害をしないことに加え、ステークホルダーによる人権侵害を助長しないよう努めます。

6.是正・救済

グループ各社は、事業活動により人権への負の影響が生じていることが判明した場合は、適切な手続きを通して、是正、救済に誠実に取り組みます。

7.対話・協議

グループ各社は、本方針を実行するための過程において、関連するステークホルダーと誠実に対話、協議します。

8.教育

グループ各社は、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、すべての役員及び従業員に継続的に教育を実施します。

9.情報開示

グループ各社は、本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、随時、ホームページなどで開示します。